

第3回販売実務科部会（R1.10.25）における委員意見要旨

会議次第 2（2）各委員意見聴取・意見交換

① 今後の方向性<科の対象者について>に関して

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議で「各機関の役割を網羅したうえで販売実務科における役割を考えると良いのでは」と提案したが、資料3で全体の体制の整理が行われ分かりやすくなったと思う。 ・身体障がい者と精神障がい者に関しては、福岡校・鹿児島校・KSK・委託訓練という提供体制がある中で、販売実務科がどのような役割を担うのか明確になった。 ・これらを考えると、障がいの程度は別だが、販売実務科は知的障がい者を対象として進んでいくべきであると考えます。 ・県内からどれくらいの方が福岡校と鹿児島校に入校しているのか後で教えて欲しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練提供体制が整理され分かりやすくなった。販売実務科は全体の体制を踏まえこれまでどおりの知的障がい者を対象とした訓練科が良いと思う。 ・障がいの程度についてはB2など手帳の範囲ということではなく、「主に」の要件にされて、分かりやすくなったと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・誰に寄りそって行政をしていくのか、ということ。 ・時代が変わっている中で、ニーズが変化している状況の中で、これまでどおりの知的障がい者ではなく、精神障がい者等も対象にしていくべきだと考える。 ・困っている人（精神障がいのある方や発達障がいのある方）に寄り添うように考えていくのが行政の役割であると思う。 ・対象者を変えることで指導員のノウハウ面で困るのであれば、指導員が勉強し対応していくべきであり、指導員に合わせるのではなく、困っている人に寄り添って指導員が変わっていくことが大切だと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料2のとおり、知的障がい者の求職者は若年層に多く、販売実務科はこれまでどおり知的障がい者を対象とすることが良いと思う。 ・障害者就業・生活支援センターで生活支援の面で関わっており、販売実務科は離職者の受け皿としての役割があると思うが、離職者に職業訓練を案内しても科のイメージが十分捉えられない方が多いようだ。販売実務科の見学ができる環境づくりを行うと、販売実務科修了後の一般就労への道筋がよりイメージし易くなると思う。それにより、特別支援学校の進路担当者にも勧めることができる。科の周知不足を感じる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議でも申したが、科の設置時から現在までの約15年間で障がい者雇用・就労を取り巻く状況は激変（ニーズ、現状、実績等）した。このような変化がある中では現状維持ではなく、見直さなければならないと考える。 ・販売実務科継続を大前提としている中で、今後も知的障がい者に限定するのか、対象障がい種別を広げるかについて、時代の変遷から考えると、精神・発達障がい者への支援が中心となっている。 ・平成28年に作成された障がい者職業能力開発校に関する国の検討報告書によると、精神・発達障がい者へ支援を広げる必要があると明確に記載されているものの、ノウハウの積み重ねが必要であり、すぐに対応することは難しい。 ・支援の範囲を精神・発達障がい者に広げることが理想だが、現実的にはノウハウの面等もあり困難。 ・そのため、とりあえず、今は対象を知的障がい者に限定することはやむを得ないが、3～5年後も同じ状況であれば話にならないと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の流れの中で、今まで販売実務科が埋もれていた知的障がい者に特化して成果を出してきた点については役割を果たしてきたと思うが、今後については、国では障がいの多様性に対応することを目指しており、様々な訓練で様々な人に対応できることが理想的。 ・主な対象者を知的障がい者とし、知的障がい者でない方は「要相談」として知的障がい者以外を対象外としないようにした方が良いと考える。そうしても入校者は結果的にはほとんどが知的障がい者になると思う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者のみの集団で力を発揮する人もいれば、一方で混ざりたくないとする人もいるかもしれないが。 ・一般の高校の卒業生で療育手帳の所持者が障害者職業センターを利用している例があるが、就職活動をする際に障がいをオープンにするかどうかを迷われる人が多い。 ・一般の高校には療育手帳所持者は各校1～2名在籍していると思う。販売実務科は、このような方向けに就労移行支援事業所も含めていくつかの選択肢の1つとして設定することも考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの現場で支援に時間がかかっているのは、一般の高校の卒業生のうちの療育手帳所持者または手帳を取得するかどうか迷っている方（特別支援学校ほどの手厚い支援を受けていない方）。 ・今後も知的障がい者を対象とした科とする場合は、一般高校卒業生の受け皿として役割が、その進む道になると考える。 ・科の対象者については、最終的には事務局（県）において判断されるものと認識しているが、国（厚生労働省）の施策は精神・発達障がい者に軸足が移っているところ。 ・障害者職業能力開発校（精神障がい者や発達障がい者を対象とする訓練科を有する福岡校、鹿児島校等）、販売実務科、ソフトウェア開発訓練、委託訓練（の各訓練科）で、それぞれの対象者を棲み分け、役割分担するというのも一つの考え方ではあるが、最近も厚生労働省から各都道府県あてに通知が発出され、その中では一般校においても精神障がい者等の受け入れが喫緊の課題であるとされているため、科の対象者は数年後に見直していくことが必要と考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・科の対象者については、資料の最後に、R2年度、3年度…と状況等を踏まえ点検・見直ししていくと記載されているため、当面はこの方向で良いと思う。 ・対象者以外についての意見等であるが、高校生の療育手帳所持者が就職する際には、障がいをクローズした状態で就職することを選択する生徒がいるが、離職に繋がる例が多い。高校内でのニーズのある生徒の就職に向かう部分についてのフォロー・支援も特別支援教育の視点からも関わっていきたいと考えている。 ・H31年度は、鹿児島校には県内の支援学校から4名（全員が知的障がい者）、販売実務科には10名入校している。 ・支援学校卒業時にうまく就職まで結びつかなかった生徒がさらに学びを深めるため、一般就労を目指すために販売実務科や鹿児島校に入校されている。 ・特別支援学校等のシンポジウム等においても専門校から説明に来られているが、今後も連携を深めていきたいと考えている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の議論では、科の対象者（障がいの種別）について、各委員から多くの意見をいただきました。 ・販売実務科は知的障がい者を対象とした現在の形のまま進む方が良いのではないかと意見があった一方で、多様性への対応という観点等から対象者を広げた方が良いのではないかと意見もありました。 ・対象者を広げた方が良いという委員からは、当面のところ現体制で進むとしても、時代の変化やニーズ等を踏まえた継続的な見直し作業が必要、という意見もありました。 ・今回のこのような皆様の御意見を踏まえ、まとめ方としては、今後の見直しの必要性について盛り込んだ形でのまとめ方にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・了解。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・そのようなまとめ方にすることで次回会議の準備をさせていただきます。 ・では、会議次第の次の項目に移ります。

② 今後の方向性<①を前提とした科の方向性（案）>に関して

1 販売実務科の役割（ミッション）の再設定

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「果たすべき機能」の中で、特別支援学校卒業生と一般高校卒業生が同列に記載されており、どちらに重点を置くか明確にされておらずメリハリがないと思う。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高校卒業者は「障がい福祉サービス」の必要性はあるものの、「障がい」の名称が入っていることにより抵抗感があり利用しない例や、障がいがある認識が生徒自身と保護者で十分でない方もおられると思う。実際にはニーズあるにも関わらず、必要な障がい福祉サービスにつながっていない例もあると思う。 ・対応に悩む生徒等がおられる状況の中で、高校等に働きかけを行い、販売実務科に結び付得るように取り組んで欲しい。 ・ニーズがあるものの、待ち受けの状態ですら自然に就労移行支援に結びつかない方々を重点的に重視し、販売実務科など必要な支援機関に結びつけるルートを作って欲しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の入校生は特別支援学校卒業生の入校割合が高いが、3年間支援を受けた特別支援学校卒業生よりも、手厚い支援を受けていない一般の高校の卒業生がよりニーズがあるのではないかと、私も考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労従事者（A型・B型）に対して具体的にどのようなアプローチを行うかが記載されておらず、ビジョンが見えない。 ・福祉的就労従事者に関しては、就労移行支援事業所を利用して一般就労するという道筋があるが、県内では就労移行支援事業所自体が減少しており、例えば球磨郡ではこれまでの4か所が、休止もしくは廃止により0か所になった。 ・このような就労移行支援事業所がない地域では、A型事業所とB型事業所が一般就労への移行に結びつけることは現実的には厳しいと思う。 ・このような地域に居住している一般就労への移行希望者の中には訓練にニーズがあるものの、距離等の問題で通所できない人たちをどのように救うのか考えることが行政の役割と思う。このような方をどのように訓練に結びつけ、一般就労へ繋げていくかが課題だと考える。

2 科（入校対象者／訓練内容等）の再構成

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者を対象とした状況の中で「①症状が安定していること」がどのような状況か分からない。これは不要ではないか。 ・「⑦本人（保護者を含む。）が自らの状態や能力に照らし、訓練内容が自らの一般就業に向けた訓練内容として適当であると考えている方」の要件も不要ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・①は、重複した障がいや病気を抱えている訓練生がこれまで実際におられたので、補足のところに記載していますがこのような方を想定し記載ところです。また、その他の項目についても国立障害者校が設定している対象者の定め方等を参考にしながら考えたところですが、今日の皆様の意見等を基に再度検討します。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「軽度」という表現は良くないと思う。 ・1つの就労移行支援事業所の例では過去5年間でA2の方で4人が一般就労し定着しているところであるが、「主に軽度の方」とするとA2の方々などは応募できないと誤認識し、応募しなくなると考える。 ・要件としては、①から⑧まで掲げているが、「③一般就業の意志がある」と「⑤職業的自立が見込まれる」のこれだけで良いと思う。 ・訓練のニーズがあり一般就業の可能性が見込まれる方を対象とする考え方による門戸の広げ方が望ましいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の判定は変更が生じることがあることを考えると、障がいの程度により対象者を規定等するよりも、入校試験時点の状況で判断することが良いと思う。 ・これまで定員を満たしていない年もあったところでもあり、この点からも絞り込みすぎるのは良くないと思う。 ・「このような訓練をするのでこのような方が対象となります」という考え方が良いのではないかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・絞り込みすぎと思う。 ・①から⑧までであるが、ここまで絞ってどうするのかと思う。 ・「③修了後に一般就業の意志がある」だけで十分ではないかと考える。 ・要件を多くし、入れないようにしようとしているように見える。 ・このようなことではいけないと考える。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・A2 判定の人で一般就労の方は実際におられる。 ・「軽度」という言葉はそぐわないと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現実に仕事する時には、障がいの程度と、仕事能力はイコールにならない。 ・症状が重いなどと定義づけされているが、実際に仕事をすると違う。 ・判定をもとに、この仕事はできないだろうと思われる方もいるが、その方ができないと思っているだけであり、実際に仕事の現場に立てば違うものであり、できる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学校では様々な理由があって就職が決まらなかった生徒がいることは考えられるが、B2 判定の方の多くは支援学校在学中に就職内定を得られると思う。 ・軽度の方に絞り過ぎると、定員を満たすことができないという可能性が生じるので、この点を変えた方が良いと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・選考した結果入校生が中軽度になることはあると思うが、定員を割れた状態で不合格として落とすことをするのか、という点は考えないといけない。 ・一般就労 100%を目指すことは当たり前だが、そのために重度の方を入校者の対象外とすることは良くないと考える。 ・程度の要件については、修正が必要であると考え。

3 指導員の資質向上について・・・特に意見等なし

4 科の存在を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高校に対するアプローチが弱いのではと思っており、私立高校への周知活動により力を入れて欲しいと考える。
----	---

5 受入体制等について・・・特に意見等なし

6 訓練生に対する就職支援について・・・特に意見等なし

7 修了者（就職退校者）へのフォローについて

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・定着支援について、「人員体制やノウハウ等に限界があるため、他の機関と連携する」と記載されているが、修了生等全員に対して丁寧なフォローが必要な状態ではないと思う。 ・販売実務科の修了生は、十分訓練を行ったうえで就職しているため、本当に定着支援を行う必要があるのは1人～2人程度と思われる。 ・定着支援が必要な方に関しては、まずは1年間、就職先の現場でフォローすることで少しずつ解決策は見えてくる。 ・資料には、専門校でいつまで定着支援をしていくのかその期間が記載されていないが、予め専門校による定着支援の期間を定めておき、その後に障害者就業・生活支援センターなどの支援機関につなぐ流れとして欲しいと考える ・なお、特別支援学校では定着支援の必要性の有無を判断せずにお守りのように障害者就業・生活支援センターに登録しておいた方が良いとしている例がある。その後実際に卒業後離職した場合は、学校は関わられていないところ。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー期間については、明文の規定はありませんが、現在は修了後概ね5年まで校でフォローしているところです。 ・期間については、委員意見等を踏まえ検討します。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・就職後の様子を指導員が把握することは、修了生がどのような課題に直面しているか把握し、日々の訓練にフィードバックするうえでも大切と思う。 ・最低1年間は職場訪問を含めフォローして欲しい。 ・また、本人からヘルプサインが出た際に具体的にどのような対応を行うか、専門校で対応するのか、障害者就業・生活支援センターと連携するのか、そこが見えてこない。 ・課題が生じたとき、集中的な支援が必要となった場合にどのように対応するのか、明らかにしておいて欲しい。

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり・・・特に意見等なし

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定・・・特に意見等なし

10 科の名称（変更）について

委員	・現在の「販売実務科」よりも、資料記載の「総合実務科」の方が訓練内容や実態に合っていると考える。
----	--

その他 全体について

委員	・就職退校の慣行について他校の状況は？
事務局	・鹿児島校（造形実務科）では本人や保護者の意向を尊重したうえで就職退校の例が多いようです。また福岡校（総合実務科）も同様です。 ・全国の一般校における障がい者を対象とした訓練科では概ね半分が就職退校を慣例としている状況です。 ・資料記載のことについては、最終的には本人や保護者の意向を尊重するものであり、就職退校を妨げる趣旨ではありませんので補足します。
委員	・（販売実務科部会での議論全般についての意見であるが）障害のある方たちをこっちに來なさい、健常者と思っている人がこっちにきなさいという話ではないと思う。世の中には差別もあるし、まだまだ改善すべきところがあると思う。 ・このようなことから、専門校の中で、社会に向けて、理解とか、障がいのある方と障がいのない方が一緒に生きていくのだ、ということを発信していくような試み（理解促進の取り組み）を行って欲しいと考える。 ・このような面を社会全体でどうにかしなければならないと考えている。
委員	・寄宿舍について、将来的には販売実務科の方を受け入れることができるように検討すると記載されている点は良いが、販売実務科は一般就労を目指す人でありまた高校の卒業生ということを考えると、販売実務科の訓練生も入寮し、今の寮生と同じ生活ができると考える。 ・また、現時点での受け入れができない理由を記載されているが、記載内容は再検討の余地があると思う。 ・今挙げられている問題を解決していくことを求めたいと思う。
委員	・寮は必要だろうか？
委員	・学校現場の経験があるが、グループホームの利用者は、卒業する際に先にグループホームを決め、その後に進路を決める例がほとんど。全ての場合において、生活面を整えなければ訓練等の受講は厳しい。寄宿舍を整備するとよりニーズがあると考えます。
委員	・私たち人間はできない理由を考えるのが上手。できない理由は多く出てくる。 ・できない理由を考えるのではなく、どうすればできるのか、を考えなければいけない。 ・ここを本気で考えて具体的に書いていくようにして欲しい。

<事務局から>

- 今日の会議を踏まえまして、内容の再検討を行います。
- 次回の会議時期は現時点で明示できないが準備ができ次第連絡します。

以上